

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さんおはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

本日の日程及び資料を先日皆様にお送りをいたしております。報告事項は4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

（1）（仮称）神田錦町三丁目施設整備実施計画について、執行機関からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、（仮称）神田錦町三丁目施設整備実施計画について、保健福祉部資料1-1から1-3に基づきましてご報告いたします。

（仮称）神田錦町三丁目施設整備につきましては、昨年7月の当委員会でアンケート調査及び土壌汚染状況調査の結果をご報告しております。また、9月の委員会では施設構成、規模についてご報告しております。その後、住民説明会や運営予定法人との協議等を行い、当該施設の機能、規模等が確定したため実施計画を策定するものでございます。

なお、1階及び2階に設置予定の地域交流スペースにつきましては、当該施設の特徴を踏まえ、障害者・高齢者福祉の増進に資する機能の提案を求めることといたしました。そのため、同スペースの運営方法は、収益性を持って安定した運営をしながら区が賃料を徴収するような事業は考えにくいということから、提案内容によっては指定管理を選択肢の一つとして公募する予定でございます。

初めに、1、実施計画の構成でございますが、恐れ入りますが、資料1-2、概要版をご覧ください。

1ページ目、実施計画の位置づけでございます。この実施計画につきましては、本事業の整備等について、具体的な施設整備の指針とすることを目的として策定してございます。

2ページ目、上位・関連計画等でございます。2ページから3ページ目につきましては、今年度までというか、みらいプロジェクト等、地域保健福祉計画等の関連する計画を記載してございます。

4ページ目、区の状況でございます。障害者福祉あるいは高齢者福祉の区の状況を記載してございます。

続きまして、5ページ目、導入機能でございます。こちらの上から四つ目、下から二つ目になるのですが、この中に地域交流機能ということで設置ということで、先ほど申し上げた障害者福祉あるいは高齢者福祉の増進に資することを条件ということで記載してございます。

続きまして、6ページ目、敷地規模でございます。神田錦町三丁目10番地の旧千代田保健所の跡地に設置するということでございます。

続きまして、7ページ目、基本理念でございます。基本理念として「共生社会の実現に向け、誰もが自分らしく暮らせる、地域に親しまれる施設」とすること等を記載してございます。また、あるいは基本方針も記載してございます。

8ページ目、施設構成・規模でございます。こちらは前回の委員会でもご報告してございますが、地上8階建て、あるいは8階の部分での各機能の構成を記載してございます。

飛びまして10ページ目、こちらはこの施設に設置予定の福祉避難所についての記載でございます。

11ページ目、施設整備に関する方針でございます。こちらにつきましては、防災機能等を含めて設置する整備に関する基本的な方針ということで記載してございます。

12ページ目、事業手法でございます。先ほどご説明したこちらの下から2番目の丸の米印、地域交流機能の運営及び施設全体の維持管理については、指定管理者制度を導入する可能性があるということで、こちらに記載をさせていただいております。

13ページ目につきましては、管理・運営の考え方ということで、DBO事業者、設置した後の管理・運営等について記載してございます。

最後に、事業スケジュールということで、令和5年7月に募集要項等を公表し、最終的には令和8年度の開設を目指すということで大枠のスケジュールを記載してございます。

また、資料1-3といたしまして、実施計画の全体版もお配りしてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2、今後のスケジュールについてでございますが、今年の2月にプロポーザル委員会を設置し、3月にDBO事業者の選定のプロポーザル委員会を開催する予定でございます。来年度になりますが、今年の4月に実施方針・要求水準（案）を公表する予定でございます。また、その公表した実施計画、実施方針等を踏まえ、7月に正式に募集要項等を公表し、来年の2月にDBO事業者を決定し、基本協定、あるいは契約を締結する予定でございます。なお、その後のスケジュールにつきましては、先ほどご説明申し上げましたが、地域交流機能の運営を指定管理とする場合には、資料の波下線及び米印の公の施設の設置条例の議案提出等の手続が必要になるものと考えてございます。なお、今後の進捗状況につきましては、適宜区議会にご報告し、本事業を説明して進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

ご報告は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 確認をさせていただきたいんですけど、これ、DBOは初めてということで、このDBOだと行政が整備資金をもともと調達して整えていくという話でしたけれども、この令和6年4月の指定管理者の選定というのは、どこがどう判断して手続を踏んでいくのか、例えばDBOで事業者選定をした後、そこの事業者さんが指定管理者の選定をしまうのか、非公募ということはどういう流れになるのか、もう一度教えていただいていますか。

○小原高齢介護課長 すみません。ご説明が不足していたようで申し訳ございません。

今、西岡委員からご質問がありましたように、本事業はDBO事業ということで区が予算を費用は負担するというところでございます。で、DBOの特徴としては、解体、設計等を一括で契約あるいは執行するという、そういう特徴がございます。で、先ほどのこの設置条例の関係なんですけれども、基本的にはDBO事業者を、すみません、ちょっとご説明があれですけど、通常は指定管理とする場合には、常にこの施設ということで、こういう機能ということで、決まった上で設置条例を提案させていただくということなんですけど、この事業につきましては、その前に、DBO事業者を決定する際に、そこまで逆に地域交流機能が決まらないと。で、それを決める際に、先ほど申し上げたんですけど、その

運営手法自体が指定管理になじむかなじまないかを含めて決定させていただいて、仮にその選択する提案内容が指定管理と判断させていただいた場合には、米印の、こういう来年の3月に、まずはこの公の施設の指定管理とする場合に必要になる条例の手続ということで記載させていただいて、仮に指定管理とならない場合には、この米印の3点の手続は不要となるということです。で、繰り返しというか、補足でもう少しご説明すると、地域交流機能の内容、運営によって変わってくるということで、そもそも地域交流機能の提案が、例えば地域の方との、先ほどの秋口からのご説明会等で、高さ制限等も含めて、なかなか当初区が予定していたものとは小さくなってしまったというか、制限があると。その中で、一、二階のスペースについてはなかなか幅広い提案は難しいんじゃないかということで、可能性として指定管理という運営手法も考えられるということで、まずは区議会のほうにもこの可能性があるということで本日ご報告させていただいているということでございます。

○細越保健福祉部長 ちょっとすみません、補足だけさせていただきます。

○池田委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 すみません。ただいまの西岡委員のご質問で、課長がご答弁したとおりなんですけど、ちょっと1点補足させてください。

分かりやすく言いますと、この令和6年2月にこのDBO事業者を決定いたします。で、当然この決定する段階で、地域交流機能とか、ここの部分の中身を全て提案されていますので、先ほどご質問いただいた指定管理、非公募どうなのかという部分でございますけれども、事実上はこのDBO事業者が指定管理を引き続き受けることとなります。そこで新たにこのDBOがどなたか違う方を公募してやるのではなくて、このDBO事業が当然提案を受けていますので、その内容を引き継いでやるんだと。ただ、手続上は、やはり公の施設になりますので、区といたしましては、条例を設置して進めなければならないということで、ちょっと二重と言ったら変ですけども、こういう形で手続を踏むということでございます。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 ざっくり言うと、何か又貸しみたいなき感じになっちゃイメージがあって、あれなんですけど、これ、でも指定管理者選定のときは、もちろん条例を決めて、区も関わって選んでいくという認識でいいんですよね。

で、こういう事例というのはよくあることですか、他区でもこういう方法でDBO事業者自身が指定管理者というか、事業者さんを後から決めるという、その挟んで決めるということはよくあることなんでしょうか。

○小原高齢介護課長 他区ではこういう形じゃない形も、ただ、指定管理という形になるかどうかによって、指定管理になった場合には、やはりこういう手続が必要になるというふうに考えてございます。で、千代田ではもちろん初めてでございます。

○西岡委員 分かりました。

○池田委員長 いいですか。

○長谷川委員 関連。

○池田委員長 関連。

○河合委員 俺も関連。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 ちょっと今の説明は分かったんですけども、結論から言うと、DBO方式でもし事業者がうまく運営できたとすると、指定管理者に指定管理料を払うより基本的には安く運営できるということなんですか。

○小原高齢介護課長 指定管理にしたほうが区の負担は高くなると思われまして。もともと提案内容によって、例えば賃料が見込めない場合には、すみません、ちょっと説明があれなんですけれども、区の負担としては指定管理のほうになった場合のほうが区が持ち出しが増えますので、当然増えます。当初は貸付けというか、業務委託あるいは貸付け的な部分が、一番、区には負担がないのですけれども、それだとなかなか収益を上げられない。先ほどご答弁させていただきましたが、スペースが限られている中で、恐らくなかなか提案内容が限られてしまってくるだろうというのがサウンディング等を踏まえた上でそういう形で分かってきましたので、可能性として指定管理になる場合もあるよということで募集をさせていただくということです。その際に、先ほどご説明しましたが、対応するに当たって指定管理という条件でする場合には、当然、区が負担するような形になりますし、先ほどの条例設置等の手続が必要になるという、そういう流れでございます。

○河合委員 理解しました。担保しているんだね。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 DBOでも指定管理者の手続がということなんですけども、例えば、これで非公募で指定管理になったとして、普通で言うと、千代田区の中で福祉関係の指定管理者と言うと10年というか。ということになりますよね。そういった場合に、また10年たったときにまた見直しという形になるのか、それについてもまた非公募で行われるのか、それともそのときには公募の形でやるのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○小原高齢介護課長 この施設全体で機能が幾つかある中で、障害者施設あるいは高齢者施設について貸付けという形になるんですけども、この期間についても、今明確に、例えば何十年とか、5年、10年と決まっています。今、一応想定しているのは恐らく10年程度かなというふうになっていますので、それでの関連性もありますし、今の時点で、先ほどのご質問があったように、公募とするか非公募とするかというのはちょっと明確に答えられない部分はあるんですけども、いずれにいたしましても、基本的には区のガイドライン、指定管理となった場合には、その部分については、区のガイドライン等がありますので、それを踏まえた上で適切に運営というか、選定はさせていただければと思っています。

○長谷川委員 これについては、地域交流機能についてだけになっていますけども、実際にこの事業者が運営するに当たって、例えばB型の施設とか、いろいろほかの機能も入ると思うんですけども、そこについてもやっぱり指定管理でやったほうがいいんじゃないかとかということが今後出てくるのか、そこはいかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 そうですね。本事業は進め方がいろいろある中で、先に運営法人を決めるメリットとしては、その運営法人のやりたいことというか、それが先に決めたほうが生きてくるということで、こういう形で法人を決めるという形をやらせていただいたんですけども、長谷川委員おっしゃったように、今後、例えば今すぐそこを見直すというの

は考えてございませんが、例えば10年たったときとか、貸付期間が終了したときに、可能性としてはそういう形というの否定はできないというか、そういう可能性もなくはないといったら変ですけども、そういう状況だと思ってございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。状況が分かりました。ただ、このB型とかについて、ちょっと話がずれちゃうのかもしれないんですけど、B型についても何か内容とかまだぶれているというか、はっきり形が決まっていなようなお話、じゃあほかで何かこうすればいいかなとかというようなお話が漏れ聞こえてくるというか、ちらっと耳に入ってきましたので、具体的なことがまだ決まるのは先なのかもしれないんですけども、そういうところを含めて、指定管理のほうがいいのかどうかというのがまた検討課題として出てくるのかなと思うので、そこは慎重にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○清水障害者福祉課長 就労支援のB型ということで、社会福祉法人、そうですね、社会福祉法人平成会のほうで、提案事業の中でそういった事業をやるというところは決まっておりますが、その内容について今検討中ということで、現在、福祉施設のほうは開設時貸付けでやるということは決まっておりますので、その貸付期間後についてそういった可能性はございますが、現在のところ、今回開設時は貸付けで実施する民設民営という形でございます。

○長谷川委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

○池田委員長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 様々あってDBOは千代田区として初めてやると。で、指定管理もこういうふう視野に入ってくるということになると、プロポーザル選定委員会、このメンバー決めが非常に大事になってくると思います。このメンバー構成というのはもう3月されるということなんですけど、メンバー構成というのはもう決まっていらっしゃいますか。

○小原高齢介護課長 先ほどご説明しましたが、来月2月中に設置ということで、今、選定委員会のメンバーを検討しているという状況でございますが、基本的にはプロポーザル方式という方式をやった場合に、区の契約のほうの要綱上で、所管の部長が委員長になるという区の規定がございますので、まずは保健福祉部長が委員長になるということで、区の部課長と、あと委員として学識経験者2名程度を予定してございまして、官民連携ということで学経の先生をお願いする予定、あるいは建築の福祉施設の知見ということで、学識経験者の方をお願いする形、あと区民の方ということで、まだこれも正式には決まっておりますが、神田公園地域の、あるいは神田警察通り等の周辺地域の区民の方のどなたから委員をお願いできればなというふうに、今の段階ではお願いする方向で検討してございます。

○米田委員 最初の、初めてのことでありますので、しっかりいろんな要素が入ってきていますので、やっていかないといけないなと思いますので、しっかりやっていただきたい。で、DBOもやっぱり今日は言わないですけど、メリット、デメリット、様々言われております。その辺も踏まえた上で学識経験者をしっかり選定していただいて、今、課長がおっしゃったように、あの地域は様々なこと、これを造るに当たってもいろんな問題があって、住民課題もあったと聞いております。この辺も踏まえて、丁寧に早く進めていただ

きたいなと思っているんですけど、その辺はどういうふうに最終的に進めていくかというのをお答えいただきたいんです。

○小原高齢介護課長 今、米田委員のほうから地域のことも含めてということでご質問がありました。先ほどご報告しましたが、この地域は、なかなか高さも含めて、去年の秋口に住民説明会あるいは地域の方の説明会ということで、区としても、区が言うのもあれですけど、丁寧に説明させていただいた上でご理解をやっと頂いたということでございます。本事業につきましても、設置の要望というのが、やはり障害者、あるいは高齢者の施設からの要望等も含めて、この施設の開設を早くしてほしいというのが多くの方のご意見というのは区としても認識してございますので、先ほど申し上げた選定委員会の中の委員の方だけではなく、当然、公表した上で、広く説明会等も、当然、住民説明会等も開催することも認識してございますので、米田委員のおっしゃったように、丁寧に、区議会にも当然ご報告させていただきましても、地域の皆様に丁寧に説明させていただいた上で、本事業を早く実現というか、開設するように対応していきたいと考えてございます。

○長谷川委員 関連で。

○池田委員長 長谷川委員、関連で。

○長谷川委員 申し訳ないです。関連でお伺いします。

今、メンバー構成についてお伺いされていましたが、その中に当事者の保護者というか、そういう周辺の方、区民だけなのかということと、あと、福祉避難所機能も含むことで、学識者でそういうところも、何ですか、防災についての詳しい方も入らなくていいのかなとちょっと思ったので、そこのところをどう考えるか教えてください。

○小原高齢介護課長 そうですね。選定委員会につきましては、メンバーがいろんな方の意見という部分ではメンバーが多いほうがいいというのは認識しているんですけども、そのときに、なかなか必要な人数というのもあるので、今ご指摘のあった福祉避難所等についての視点については、特に予定はしてございません。また、当事者ということで利用者ということだと思んですけども、その方についても、特に、現時点では予定していないということでございます。ただ、福祉法人、運営法人は、オブザーバーとして、実際、運営するということでありますので、その二つの福祉法人につきましてはオブザーバーとして意見を聞きながらというふうに考えてございます。あと、先ほど米田委員のときにもご質問いただきましたけれども、当然、最終的には選定委員会で選定する、あるいはその後区のほうでということになるんですけども、きちんと地域の方にご説明させていただいた上で、例えば先ほどお話があった利用者の方、今の区のサービスを利用されている方の意見等も当然普通にいつでも聞いていますので、それについては、それがどこまで反映できるかというのはあるんですけども、適宜こういう計画等を公表した段階で、お問い合わせなりご質問があれば、丁寧に説明させていただければと思ってございます。ただ、100%それがご要望に答えられるかというのはちょっと難しい部分はあるんですけども、よろしく願いいたします。

○長谷川委員 ホームページであったりとか、そういう福祉団体というかな、そういう何かの折には、そういうご説明を頂きながら、区民の声、そういう障害者、高齢者のご利用される方々、またその家族の声をしっかり聞いていただきたいと思いますので、そこは丁寧に説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小原高齢介護課長 この本日まで報告した実施計画につきましては、近いうちにといいとちょっと言葉があれですけど、区のホームページで公表させていただく予定でございます。それと、障害者あるいは高齢者の例えば運営協議会等、そういう会議体もありますので、当然そのときにはこういう実施計画につきましては報告させていただいて、そこでのご意見というのもお聞きする機会というのとは考えてございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 選定委員会の関連なんですけど、先ほど運営事業者の方はオブザーバーというふうに言われたと思うんですね。やはりそれぞれの事業者の連携ということが本当に重視されると思うんですね。そういう意味では、ここの選定委員会にオブザーバーじゃなくて正式のメンバーとして加えるということは、人数制限というのとは特になんかと思うんですけど、そういう観点からぜひ正式のメンバーに加えてきちっと意見を反映できるようにしたほうがいいと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○小原高齢介護課長 飯島副委員長のご意見がありましたとおり、そういう視点というのは当然あるかと思うんですけども、一方、DBO事業者を選定するに当たって、運営事業者をメンバーに入れてしまうと、入れてしまうというか、入ってしまうと、その法人の意向がかなりDBO事業者との関係というんですかね、そこが強くなってしまふ。その強くなるデメリット的なものを考えて、もちろん運営する関係で、こういう形で選定委員会の中に来ていただいて、参考意見として運営法人には言っていただくんですけど、選定する権限まではちょっと強くなり過ぎるのかなということで、現時点では2法人については正式な委員としては入ることは考えてございません。

○飯島副委員長 じゃあ動線とかそういうことも含めて非常に大事になってくるので、正式なメンバーじゃなくても意見をきちっと反映できるように、ぜひお願いしたいと思ひます。

○小原高齢介護課長 実際、選定する場合には、どういう図面だとか構成とかも提案されてきますので、そこも先ほど申し上げたように、2法人についても当然情報は共有させていただきます。その後、建設するに当たっては、また費用負担等もございませうし、そういう部分での関連性というか、実際使う法人という部分、実際運営するのはそれぞれの法人ですので、その部分については、きちり情報交換というか、情報共有しながら進めるということでございます。

○池田委員長 はい。

岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。ちょっと分からないので教えてください。

このDBO方式でやっぱり長期間民設民営でやっていただくことが前提なんですけど、長期間の長というのはどれぐらい、なんていうのはちょっと私もあれなんですけれども、事業者さんっていろんな事業者さんがいらっしやって、で、いろんな事件も起きたり起きなかつたりする。やっぱり全ての契約には何かあったときのためのいろんな担保があると思うんですね。DBO方式の場合は、途中で事業者さんが替わる場合、あるいは替えなくなった場合、そういったときのどのような担保を取る協定というか、契約になるんでしょうか。

○小原高齢介護課長 期間も含めて今の時点で想定しているのは、先ほど申し上げた10年程度なんですけれども、具体的な内容、取決めにつきましては、今の岩佐委員のご意見も当然のご意見でございますので、実際に基本協定の中で、あるいは契約というのが来年の2月にありますので、そのときには当然記載させていただいた上で、締結ということを考えてございます。

○岩佐委員 基本はこの10年の契約で10年間はやる。それは別に指定管理でも最低10年ということなので、そこに別に問題はないんですけれども、そこで10年の間にあったことと、先ほど10年、長谷川委員の質疑にもありましたけれども、10年後にどのような契約形態にするかというのは、これはゼロなのか、あるいは10年後は原則更新なんだけれども、そのときに見直す可能性があるのかというのは、すみません、ちょっとそこは、もうちょっとご説明いただいてもいいですか。

○小原高齢介護課長 先ほど10年というのも、すみません、私の答弁で、これで決まっているということではないというのは、まず、すみません、訂正というか、補足させていただきたいのが一つと、基本的には、その期間を過ぎても、基本的には更新というふうに考えてございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。

あと、DBO方式で多分事業者さんがデザインを請け負う、大体のものは統一的なものだと思うんですけれども、これはすごく、万が一じゃないんですけれども、すごく斬新なデザイン、あるいはすごく一般的じゃないデザイン、そういうこともあり得るわけで、それがどれだけ長期で、区としては、普通の公共の建物ってかなりすごく一般的な使いやすい長く使うことを想定するものになるんですけれども、ちょっとその辺りをどれだけ区が口を出せるのか、やはり確かにその事業者さんにとって一番いいデザインが行くというのはすごく望ましいことではあるんですけれども、これは本当に長期にこの建物が残るわけですから、20年、30年見据えた場合に、その先に、じゃあこれが使い勝手が悪くなってきたから大型の修繕あるいはリフォームしなきゃいけないような、いろんなことが考えられるわけですね。そこを全部事業者さんにお任せするのかというのを、区がそれをどれだけちょっと見ていくかというのはどのようにお考えですか、ちょっとDBOが分からないので、ちょっとご説明ください。

○小原高齢介護課長 申し訳ありません。基本的にはDBOというのは、今までは解体だとか契約だとか基本設計、それぞればらばらにやっていました。で、なおかつ区がこういう施設を建てますというのを決めた上でやっていたと。そういう形で手続をするとなかなか時間がかかってしまうという部分もあったので、新たな方法の一つとしてDBO、一括で解体も契約も、解体が終わった後に基本設計するとか、そのタイムラグというか、そこもなくなるという、一番のメリットとしては短く期間ができるのかなというのがメリットとしてございます。で、先ほど岩佐委員からもご質問があった、デザインの斬新あるいはということなんですけど、資料にも記載してございますが、今年の7月に募集要項ということで、細かい、斬新なという言葉はともかくとしても、こういう規模でということ募集をかけます。その際に提案された内容が、例えばですけど、あまりにも奇抜というか、何社か当然出てくるのを期待しているんですけど、その中で選定するに当たっては、先ほどご説明した選定委員会の中で選定はさせていただくんですけれども、ただ、そ

の選定委員会が最終的には決定する権限があるにしても、先ほど申し上げた、区民の方の、ちょっとどういう形でご意見を聞く機会があるかというのはあるんですけども、そこはあまりにも例えば費用が今後かかりそうだとかというのは、費用面等を含めて点数の評価になりますので、そこは選定委員会の中で適切に評価・判断するというところで考えてございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 よろしいですか。

この件はよろしいですか。

副委員長。

○飯島副委員長 この2階の在り方なんですけれども、先ほど課長のほうからもお話があったように、非常にこの2階の在り方というのは、説明会の中でも、論議、意見が出ました。そういった意味では、福祉避難所というのは一時的な利用になりますね。日常的には地域交流室ということになるわけなんですけれども、このプロポーザルのときに地域交流室の区の方針という、プロポーザルであっても区の方針というのは出るわけですよ。その中でいろいろ提案を受けるということになりますよね。で、そこの地域交流室の区の提案の中身というのは、もう、今決まっているんですか。

○小原高齢介護課長 区としての提案の中身は、具体的に決めるというよりも、DBOというのはそこを提案を受けるとというのがそういう方式になっています。で、先ほどご説明しましたが、基本的には一、二階について何でもいいよというのはなかなか厳しいという中で、区としての条件として、高齢者あるいは障害者の福祉に資するものを、そういう条件に合うものを一、二階の地域交流スペースとして提案してくださいという条件はつけさせていただくということでございます。

○飯島副委員長 私が心配するのは、やはり2階の部分というのが必要ないじゃないかと。そこを外しちゃえば1層分低くなるじゃないかというような意見が、かなり強烈に出た記憶があるんですね。そういった意味では、非常に住民の方、近隣の方が納得できるような日常的な使い方、そこがないとやっぱり理解が得られないと思うんですね。だからそういうことでは、今、本当に漠然とした区のお考えを示されましたけれども、もうちょっと突っ込んで、住民の方が、あ、これだったらこの2階の部分というのは有効だったよねという、そこら辺の理解が得られるような中身にしていかないと、やはり理解、何というんでしょう、無駄な部分があったためにみたいなことになってはまずいので、福祉避難所というのは本当にそのとき一時的だからあれですけども、日常的に目に見える使い勝手というのも、実際に周りの方が理解できるというような、そこら辺のところでもうちょっと詳しい、業務要求水準とまでいかないけれども、もうちょっと区の方針というか、それを受け入れた形でプロポーザルに臨んでもらって、その中で提案が出ないかもしれないですね。でも、出た場合のことを考えても、やはりもうちょっと踏み込んだものが必要じゃないかなというふうに思うんです。これはもう、今後ずっと続いていくことですからね。その中で出なくて指定管理ということでもた再度ということになると、三つの運営事業者がこの一つの建物でやるということになるんで、なかなか本当に大変になると思うんですね。そういう意味では、なるべく運営事業者というのは少ないほうが一体的に運営できるんじゃないかなと、私は本当にDBOが分からない中で言っているんですけども、そういう

ふうに心配しているんですけども、その心配をぜひ払拭するような方向で持っていったほうがいいんですが、いかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 副委員長のご指摘、ありがとうございます。

先ほど課長からも答弁申し上げましたように、この地域交流施設の部分、当初は民の提案を受けるといふふうにずっと言っていました。なぜ地域住民の方もそんな何をやるのかわからないのにといふようなご指摘いただいていた。で、我々も何でもオーケーではないということで、そういう意味で、先ほど申し上げた福祉目的的な地域交流スペースということで、施設の機能の大枠を示すということになります。で、確かにちょっとまだそれだと漠としているといふようなことでございますけれども、我々のイメージとしては、ここは高齢者、あとは障害をお持ちの方が入るといふ施設ですので、その方たちが地域で皆さんと共生していくというのが、これ、もう理念でございますので、そういった意味では、高齢者とか障害をお持ちの方が、例えばちょっと就労できるようなスペースがあったりとか、保健福祉部ですので、例えば健康という切り口で、今、健康ブームでもありますので、ちょっとしたトレーニング器具が用意できて、そこで健康という切り口で高齢者とか障害者の方、そして健常者の方もそこで一緒にできるような、そんなイメージのものを考えております。ただ、くれぐれも民の提案を受けるといってスタートしていますので、行政のほうでこれをがちがちに決めてしまうと、これは本来の形に戻ってしまいますので、そこはちょっと非常にバランスが難しいんですけども、そこは十分配慮しながら、とはいえ、公共の施設でございますので、今日、副委員長また米田委員からもご指摘いただいておりますけれども、その点をしっかりと踏まえて、この提案作業についてはこれから入っていきたいと思っております。

○飯島副委員長 地域交流室と言っているからには、その施設の利用者だけのものじゃないわけですよ。だから、地域に理解してもらえ、障害者の方とか高齢の方の状況というのを理解してもらおうといふそのためのスペースなわけですよ。ですから、そのスペースがオープン後にずっと、まあ、初めのうちはしょうがないけれども、ずっとがらんと置いて利用されていないようだと、やっぱり無駄だったじゃないかみたいな、そういう声が起こる可能性があるわけですよ。だからそういった意味では、本当に地域と障害を持った方が交流できるというかね、そこら辺のところをぜひ念頭に入れて、そこを重点というか、そういうような活用できるような部屋にしていくということでプロポーザルにも臨んでほしいし、万が一指定管理になったときにも、そのところは十分に気をつけていただきたいといふふうに思います。

○細越保健福祉部長 承知いたしました。繰り返しになりますけれども、この限られたスペースをいかに地域に、そして有効に使うかという視点が大事だと思っています。で、先ほど副委員長もおっしゃられたように、平時はもちろんです、有事のときに福祉避難所になると。となると、やっぱりしつらえもおのずと限られてきます。なので、どうしてもこの地域交流スペースというものの使い勝手というのはある程度制約されるというのは重々承知の上で、今いただいたご指摘を踏まえてしっかりと選定作業を進めていきたいと思っております。

○池田委員長 はい。そうですね。いい提案をしていただきたいと思っております。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）（仮称）神田錦町三丁目施設整備実施計画についての質疑を終了いたします。

次に、（２）令和５年度の国民健康保険制度について、執行機関からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 令和５年度の国民健康保険制度について、保健福祉部資料２に基づき説明いたします。

１、概要です。国民健康保険事業の安定的運営のため、令和５年度国民健康保険料等の改定等を行うものでございます。１月１９日に開催いたしました千代田区国民健康保険運営協議会において、保険料率の改定等の諮問を行い、審議の結果、了承されました。これに基づきまして、区独自の保険料率の設定、保険料均等割の減額措置対象者拡大、出産育児一時金の支給額の引き上げ、非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減に係る届出に用いることのできる書類の追加を行うものでございます。

２、改正内容です。

（１）保険料率・賦課割合、賦課限度額の改正です。下の表をご覧ください。表は矢印を挟んで左が現行の令和４年度保険料率、右が令和５年度の保険料率等になります。保険料を算定するに当たり、二つの視点を柱に据え、検討いたしました。一つは、今後医療費の上昇に伴い保険料も上昇が見込まれますが、本区では引き続き独自の保険料を算定し、保険料上昇による加入者の負担を可能な限り抑制すること。一つは、国保財政の赤字補填とみなされ国から計画的な解消を求められている一般財源の投入、法定外繰入金を現在の水準より拡大させないことです。

一つ目の黒丸の表は、加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者の医療費負担を現役世代が支援する後期高齢者支援金分です。加入者全ての方にご負担いただく分になります。所得割率は医療分、支援金分とも変更ありません。均等割額は、医療分が９００円、支援金分が１,２００円の増で、計２,１００円の増となります。所得割と均等割の賦課割合は、医療分が７２対２８、支援金分が７０対３０になります。賦課限度額につきましては、支援金分が２０万円から２２万円に２万円の増となります。

二つ目の黒丸の表は、介護納付金分で、４０歳から６４歳の方にご負担いただく分です。所得割率は０.２２ポイントの増、均等割額は変更ありません。賦課割合は６４対３６となります。賦課限度額は変更ありません。

（２）保険料減額措置対象者の拡大です。保険料均等割の５割軽減と２割軽減を判定する所得について、５割軽減対象世帯では、被保険者数に乗ずる金額を２８万５,０００円から２９万円に、２割軽減世帯では、５２万円から５３万５,０００円にそれぞれ引き上げるものでございます。

恐れ入ります裏面をご覧ください。

（３）出産育児一時金の増額です。出産育児一時金の支給額を４２万円から５０万円に引き上げるものでございます。

（４）非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴いまして、非自発的失業者が国民健康保険料軽減の届出に使用できる書類として、雇用保険受給資格通知を追加するものでございます。

今回の改正につきまして、区議会第１回定例会におきまして条例改正の議案を提出させ

ていただく予定でございます。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は第1回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

副委員長。

○飯島副委員長 統一保険料にしたら多分これよりもっと上がっていたんじゃないのかなという想像をする中で、独自保険料としてかなり区も努力をされたんじゃないのかなということは承知をしつつ伺う……

○池田委員長 質疑ですね。

○飯島副委員長 そう。ただ、これは概括的なことなんで。

区の臨んだ方針として、均等割のところプラス2,100円というふうになっているわけなんです。その応益、応能分じゃなくて応益のところ2,100円上げたという、そこのところの背景というか、考え方をちょっと伺いたいと思います。（発言する者あり）

○池田委員長 休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

副委員長。

○飯島副委員長 今回の質問の中で私の質問がちょっと踏み込み過ぎたということで、これはまた次回に持ち越させていただきます。

資料請求なんですけど、多分これ、以前は出ていたんじゃないかなと思うんですが、広域連合というか、東京都との関係で分かるような資料ですね。これ、国保の運営協議会でも出された資料だと思うんですけども、仮係数による標準保険料率がどうなっているかということと、それから、千代田区独自で算定した算定の方法というか、そこら辺を図解で示した資料があると非常に分かりやすいと思うんですが、次回のときにぜひお願いしたいと思います。

○辰島保険年金課長 では調整して用意させていただきます。

○池田委員長 用意できるのですか。

○辰島保険年金課長 はい。

○池田委員長 はい。

ほかにごありますか。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）令和5年度の国民健康保険制度についての質疑を終了いたします。

次に、（3）令和4年度災害時合同医療救護訓練の実施報告について、執行機関からの説明を求めます。

○山崎地域保健課長 災害時合同医療救護訓練の実施報告でございます。昨年の11月5日土曜日に東京逡信病院で行った訓練でございます。

訓練の内容としましては、緊急医療救護所の設置、テントから設置するような、そういった設置訓練。また、傷病者に対するトリアージですとか応急処置、そのような運営訓練。また、ほかの病院など関係機関との合同通信訓練。このような内容になっております。

参加団体はこちら4番のところに書いてあるような多くの団体に参加していただきました。参加人数につきましては、最終的に125名の多くの方に参加していただきました。

訓練当日にマスコミ等も取材に来ておりまして、エフエム東京ですとか通信文化新報で本区について報道がされました。

また、災害時の医療救護体制ですとか、この訓練の流れについて説明したものをまとめた映像資料を現在作成しております。本区のホームページのYouTubeチャンネルのほうにも、今のところ2月の頭、来週辺りに掲載できるのではないかと、そういった状況でございます。

裏面のほうに、その訓練の様子を写真で載せさせていただきました。この当日参加団体の代表者の方からも講評を頂いておりまして、実践に即した訓練であったですとか、これだけの多くの関係機関が参加した訓練というのは、区市町村では珍しいと、自衛隊のほうからもいい訓練であったというような講評を頂いております。ただ一方、参加者からアンケートを募った結果としましては、通信機器の使い方が分かりにくいですとか、実際の災害時については人手は大丈夫なのかとか、応急処置のスペースですとか、患者さんの待機のスペースということもこれでいいのかですとか、そういった課題についてもご意見を頂きました。頂いたご意見については、また今後の訓練に反映していきたいと考えております。

簡単ではございますが、訓練についての報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 訓練ありがとうございました。すみません、私、見学にお伺いできなかったもので、ちょっとお伺いしたいと思います。

実際に、私、3.11のときにある都立病院にいて、そのこの病院の体制が緊急のそういう受入れをするということで、実際に通院されている方、あと入院されている方のほうの体制が変わったということがあったんですけども、実際にこの入り口というか、フロアのところでやっていると、当時、3.11のときも経験したんですけども、実際に通院されている方々がたくさんいる。で、今から受付はできませんというふうになるので、そのこのところの混乱が生じるんじゃないかなという心配があります。実際に入院されている方のご家族がやってきて、今日手術なんですけど中止と言われたんですけどどうなるんですかとか、具体的なことになって伺っても仕方ないと思うんですけども、そういう人の往来というか、混乱が生じないかなという心配があったので、そこについてどのようにお考えかお伺いできたらと思います。お願いします。

○山崎地域保健課長 まさに3.11以降にこの体制というのは大きく変わってきました。そのときも本当に多くの方が病院に殺到されています。今みたいにその病院に入院されている方のご家族の方ももちろんですけど、本当に軽傷の方から本当に大けがされた方から様々な方がやっぱり病院に来るんですよ。で、その中で、この緊急医療救護所というのは、けがされた方全てを病院の中に入れてしまうと、やはり病院の機能が麻痺してしまうと。それを何とか機能を確保するために入り口のところでトリアージをして、軽傷の方は

そこでもう処置をすると。そうじゃない方を病院の中に入れていくというような振り分けといたしますか、優先順位をつけていくというための目的であります。ですので、今おっしゃっていただいたとおり、本当に3.11のときにも、この東京でも、被災地ではなかったんですけど、もう被災地のように多くの方が来たというところで、それを見据えて体制のほうをいろいろ見直して、今こういう形になってきております。というところでよろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい。ありがとうございました。

もちろんそういうトリアージのところ、大変な作業、それぞれのやらなくちゃいけないことって出てくると思うんですけども、実際にそうやって動いている病院が受入体制が変わってこういう避難所ということですので、今後そこも含めて様々考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○山崎地域保健課長 そうですね。病院によってもそれぞれ役割がいろいろございますので、また今後のほかの病院でもいろいろ訓練をしていきますので、そんな中で打合せ等々で実際の災害時の対応というところは検討していきたいと思います。

○長谷川委員 よろしくをお願いします。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 この訓練のときに自衛隊の方がいらして非常に心強く思ったんですけども、災害が起きたときに、国が自衛隊の派遣を要請をするというか、東京だと都知事が国に要請して国が東京都に派遣をするというようなことかなと思うんですけども、実際に都心区でもいろいろ広いじゃないですか、23区ありますから、東京都はね。そうすると、都心区の災害と外郭の区の災害の状況というのは違ってくると思うんですけども、そういう場合に、いわゆる実際としてこの要請というのはできるものなのですか。

○山崎地域保健課長 本来の恐らく要請の順序としては、今、委員がおっしゃっていただいたような流れというのは一つ基本であるかと思えます。ただ、もう一方で、災害対策本部が区に、各自治体、設置をされると。で、そこにリエゾンという形で自衛隊のほうからも連絡員が来ます。それは自衛隊だけじゃなくて消防だったりほかのところからもリエゾンが来るんですけど、そこで災対本部に着いていますから、そこで状況というのはそこに伝えて、どこが必要なのかというところはまた本部で、自衛隊のほうで判断して動くというところも一つ、可能性としてはあるんじゃないかなと。

ですので、こういった、今回も本当にたまたま自衛隊のほうが、ちょっと写真でちょっと見ていただくとかなり大きな緊急車両を用意していて、それが実際に病院のほうに入ってこれるのかどうかとか、そういったところをチェックをしていたタイミングだったんですね。

○河合委員 ああ。

○山崎地域保健課長 そこで声かけて、じゃあ参加しますよと。だから、日常じゃないですね、こういった訓練に参加して、つながりといいますか、そういったのを持つということも、自衛隊のほうの方に言わせると大事ですよとこのところは頂いておりますので、多分災害時にはいろいろなところで流れが悪くなる可能性もあるので、こういったところでコミュニケーションも取っておりますので、連絡ツールとしてはいろいろな手段を持っていたほうがいいのかというところでございます。

○河合委員 市ヶ谷に自衛隊がありますから、非常に、新宿区になりますけども、千代田区も隣ですから、できればこういう災害時に自衛隊との連携というのかな、常にとっておくと、いざというときに、お友達じゃないけども、千代田区さんからいつも応援要請もらっても行けませんよというのではなくて、常に仲間意識を持って活動してもらおうと、いざというときに役に立つかなと思いますので、ぜひその辺は引き続きお願いをしたいと思っています。

○山崎地域保健課長 そうですね。いろんな機関と、できるだけ連携のほうは取っていきたいと思います。ちなみに今回来ていただいたのは練馬駐屯のほうから来ていただきました。

○池田委員長 そうですね。練馬からしっかり皆さん来ていただいて、また災害時はどういうルートがあるか分からないですけどもね。その地区地区でちゃんと割り振られた方がいらしたということですから。

ほかにございますか。（「練馬……」と呼ぶ者あり）

○米田委員 訓練をやられたと。トリアージとか様々やられたと。実際災害が起きたときの病院との医療体制、連携とか、ここに運ぶとか、こういったことが一番最終的にも重要になってくると思うんです。この辺の体制というのは、この訓練を経た上でどうなっていくかというのは、あれば教えていただきたいんですけど。

○山崎地域保健課長 そうですね。医療体制については、やはりこの訓練を行っていく一つの目的としましては、実際にそこに計画上設置をしますよということなんですけど、そこに実際に設置をしたらどうなるだろうというところを病院さんと一緒に考えていかなきゃいけない。そのためもあって、それぞれの場所でこういった設置から運営の訓練をしていくというようなところでございます。なので、今後も、まだ緊急医療救護所を設置する計画になっているところでの訓練というのはまだ終わっていないので、そのまだ訓練していないところでも引き続きやりながら、連携を深めていきたいなというふうに思っております。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 無線機器の通信訓練というのは今回が初めてなんでしょうか。毎回この大きなトリアージと一緒にやる必要はないとは思っているんですけども、通信訓練というのは、かなりこれ、1回いきなり久しぶりに使うと多分使えない人がほとんどで、あと機器のコンディションなんかも定期的に確認しなきゃいけないものだと思うので、この通信訓練に関しては今後はどういうペースでやられるのかなと思うんですけども、いかがですか。

○山崎地域保健課長 このMCA無線ですとかの通信機器、これのチェックについては各病院と毎月行っております、保健所のほうですね。ただ、今回のように、負傷者の搬送、移送ですね、そちらの病院で受入可能ですかどうですかというようなことの訓練をこの緊急医療救護所の訓練の中で取り入れて、で、また緊急医療救護所を設置予定の6病院で合同でやるということは初めてだったので、やり取りの仕方とか、そういったところの流れとかも、今回、チェックをしていただけたんじゃないかなと。通信機器自体は、毎月ずっと、聞こえますか、聞こえませんかというところはやっていただいております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）令和4年度災害時合同医療救護訓練の実施報告について質疑を終了いたします。

次に、（4）新型コロナウイルスワクチン接種の状況等について、執行機関からの説明を求めます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 新型コロナウイルスワクチン接種の状況等について、保健福祉部資料4に基づきまして報告をいたします。

まず1番、新型コロナウイルスワクチンの接種実績です。3回目以降を記載させていただいておりますが、それぞれ合計のところを見ていただきますと、3回目が68.7%、数字の伸びについては、ほぼ止まっている状況です。次に、4回目ですけれども、42.6%となっておりまして、オミクロン株対応ワクチンも47.9%となっており、4回目とオミクロン株対応ワクチンのほうはまだ若干の伸びがありますが、恐らく双方とも50%前後ぐらいで、数字の伸びは止まってくるのかなというふうに見込まれます。

続いて、2番目の今後の予定です。

まず、（1）、昨日ですけれども、厚生労働省のほうで厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）が開かれまして、ワクチンの令和5年度の方針について議論がされておりました。今回、資料で用意はできませんでしたが、昨日、私のほうで議論を傍聴しましたので、議論の内容、要点を簡単に申し上げます。なお、はっきりとした分科会としての方針、答えが出たわけではありませんでしたので、今回はこういう議論がありましたという旨で、ご紹介だけさせていただければと思います。

論点は主に三つありまして、一つ目が、来年度、令和5年度に使用するワクチンについてですけれども、現在、2価ワクチンということで、従来株に対応しているワクチンと、あとオミクロン株対応ワクチンに対応している成分の二つを有するワクチンを2価ワクチンというんですけども、この有効性については、現在主流のオミクロン株では引き続き認められると。また、今後、株の変異がどう置き換わっていくかは不透明な中、幅広い抗体を得ることができるこの2価ワクチンというのは引き続き有効だろうと。で、今後、株の変異に応じてどのようなワクチンを使っていくかなどは、海外の製造状況に左右されるけれども、それは少し中長期的な課題として引き続き検討していきますという内容でした。

今度、二つ目の接種対象者ですけれども、まだコロナと向き合っていないかざるを得ない状況の中で、幅広い世代に引き続き接種ができるようにしておいたほうがいいのではないかと。二十歳未満の者においても新型コロナウイルス感染症に伴う死亡例の報告があり、そのうち何例かは基礎疾患のない者であったと。こうした現状を踏まえると、これら重症化リスクがない方においても接種の機会を確保する必要があるだろうという議論がありました。

続いて三つ目です。接種間隔と接種時期についてですけれども、海外では年に1回というような方針が出されているところもありますが、現在の知見としては、前回の接種から

6か月以上は、発症予防、重症化予防効果が継続するということを念頭に、免疫学的な知見ですとか流行周期、諸外国の状況などを踏まえて接種の間隔については検討する。また、いつ接種を行うかについては、流行周期が、インフルエンザは年に1回流行期が認められるんですが、新型コロナウイルスは、現状、年に複数回流行のピークを認めるので、一部秋、冬に向けてというような議論もあったんですけど、ちょっと、それについては本当にそれでいいのかというような議論もございました。

資料で（2）なんですけれども、また、この議論を受けて、1月30日、来週月曜日に各自治体への厚生労働省からの説明会があります。ここでまたどの程度確定情報が出てくるかは不透明ですけれども、また情報が出次第お知らせしたいなと思っております。

そして（3）、「上記、国の方針を受け、」とございますけれども、1月30日で全て方針が固まり切らない可能性もあります。いずれにしろ、国の方針が決まりましたら、区の接種体制の検討に速やかに着手して、広報を実施してまいる所存でございます。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。

30日に自治体への説明があるということですが、今のところ説明があってからじゃないと分からないかもしれないんですけども、5月のゴールデンウィーク明けに5類に変わっていくというところで、区のほうで今のところどのようなお考えなのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。お願いします。

○原田千代田保健所長 ワクチンということですか、それとも感染情報。

○長谷川委員 ワクチンじゃなくて。

○原田千代田保健所長 2類が5類に変更になるというお話が出ておりますけれども、それ以降、いわゆる行政として行動制限でありますとか、入院あるいは就業制限、こういった措置はなくなります。ただ、感染症自体については、このコロナは変わっておりませんので、これ以降、感染予防についてのいろいろな啓発でありますとか各施設に対する感染予防の指導、こういったものは全く変わらず続けていくこととなります。それが、保健所としての今の対応です。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田委員長 よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○池田委員長 ほかはございますか。

○西岡委員 1点だけ確認なんですけど、以前質疑させていただいた中で、ワクチン接種証明書の件で、発行まで、本来であれば翌日、対応によっては即日対応もできるというようなことでしたけれども、実は後からお伺いしたところ、発行までに7日間かかるというアナウンス自体がまだ行われたということで、それはもう解消されているんでしょうか、その確認をさせてください。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 先日、常任委員会において西岡委員のワクチンパスポートの発行についてかかる日数ということのご確認があったかと思うんですけど、一応今の運用状況としては、確かにおおむね6営業日かかるとか、そういうような状況では今はないんですけども、確かに事前案内としては、ホームページですとか、あと

お問い合わせがあったときには6営業日程度かかる場合がありますというような旨でお知らせをしていたんですが、現在はホームページやそういうご案内については修正をさせていただいておりますので、その旨報告させていただきます。

○西岡委員 はい。ありがとうございました。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（4）新型コロナウイルスワクチン接種の状況等についての質疑を終了いたします。

次に、日程の2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。

○清水障害者福祉課長 千代田区障害者就労支援センター委託事業者の選定結果について口頭により報告させていただきます。

区の障害者就労支援センターにつきましては、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定しており、現在の事業者は、平成30年度から今年度までの5年間、NPO法人日本就労支援センターに委託しているところでございます。来年度、令和5年度からの委託事業者について、本年1月12日に選定した結果、現在の受託者の継続が決定いたしました。

簡単ではございますが、ご報告は以上です。

○池田委員長 はい。この件につきましては、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかに執行機関から報告はございますか。（発言する者あり）はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時40分閉会